

## 既済部分検査技術基準（案）及び同解説 新旧対応表

新	旧
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(検査の内容)</p> <p>第2条 検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。</p> <p>なお、検査は実地において行うのを原則とするが、机上において行うこともできる。</p> </div> <p><b>【解説】</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 既済部分検査の効率化を図るため、本要領の各条文を適用するほか、併せて次の各項を実施するのが望ましい。</p> <p>1) 同一検査職員による既済部分検査の実施</p> <p style="padding-left: 20px;">既済部分検査の検査職員が毎回同一であれば、既検査部分の内容や工事の進捗、請負者の工程管理や施工管理能力等を勘案した検査の重点化が可能となる。</p> <p>2) 工事報告書及び出来高図による出来高の確認</p> <p style="padding-left: 20px;">従来、出来形数量計算書等の出来形管理資料で行っていた出来高確認を、工事出来高報告書及び出来高図(一般図等に対象となる出来高範囲を着色又はハッチングで表示し既済部分検査毎に追加着色する) <b>または、3次元CAD</b>を用いて行うことにより、検査の簡素化を図ることが可能となる。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、出来形数量計算書等の出来形管理資料については、出来形検査のため作成しておくことが必要である。但し、資料整理については検査に必要な情報</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(検査の内容)</p> <p>第2条 検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。</p> <p>なお、検査は実地において行うのを原則とするが、机上において行うこともできる。</p> </div> <p><b>【解説】</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 既済部分検査の効率化を図るため、本要領の各条文を適用するほか、併せて次の各項を実施するのが望ましい。</p> <p>1) 同一検査職員による既済部分検査の実施</p> <p style="padding-left: 20px;">既済部分検査の検査職員が毎回同一であれば、既検査部分の内容や工事の進捗、請負者の工程管理や施工管理能力等を勘案した検査の重点化が可能となる。</p> <p>2) 工事報告書及び出来高図による出来高の確認</p> <p style="padding-left: 20px;">従来、出来形数量計算書等の出来形管理資料で行っていた出来高確認を、工事出来高報告書及び出来高図(一般図等に対象となる出来高範囲を着色又はハッチングで表示し既済部分検査毎に追加着色する)を用いて行うことにより、検査の簡素化を図ることが可能となる。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、出来形数量計算書等の出来形管理資料については、出来形検査のため作成しておくことが必要である。但し、資料整理については検査に必要な</p>

が確認できる程度の整理とすることにより、検査準備の簡素化が可能となる。

3) ~4) 略

別表第2 出来形寸法検査基準

工種	検査内容	検査密度
(略)		
共通	土工	基準高、幅、法長
		天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差(3次元モデルによる場合)
		検査対象物につき2箇所以上
		1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
(略)		

備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、各種の記録により必要な確認が可能であれば、机上で行うことができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

情報が確認できる程度の整理とすることにより、検査準備の簡素化が可能となる。

3) ~4) 略

別表第2 出来形寸法検査基準

工種	検査内容	検査密度
(略)		
共通	土工	基準高、幅、法長
		天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差(3次元モデルによる場合)
		検査対象物につき2箇所以上
(略)		

備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、各種の記録により必要な確認が可能であれば、机上で行うことができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。